

2022年度事業計画書

特定非営利活動法人情報化連携推進機構

1. 基本方針

デジタル社会形成基本法の成立にともない、新重点計画が2021年12月に閣議決定された。政府では、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの「デジタル3原則」に対応して地方行政情報システムの刷新のため「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化」を進め「基幹業務の標準化」と「ガバメントクラウドの活用」を推進している。一方、デジタル庁ではデータがつながることで「新たな価値を創出」するために「包括的データ戦略」を提言し、行政民間一体となったデータ環境整備を推進している。このような状況下、2022年度の主たる取り組みテーマは「標準システムに関すること」や「データ利活用に関すること」とし、具体的には下記事業を通じて情報のさらなる共有、啓蒙に努めたい。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施回数	実施方法	対象者	収益見込
(1) 公共情報に関する調査研究と情報発信	AI・RPA・分析ツール等新技術の利活用に関する研究	研究会を随時実施する	リモート	会員及び希望者	0円
	スマートシティ・データ利活用に関する研究	研究会を随時開催する	リモート	会員及び希望者	0円
	標準システム・情報セキュリティに関する研究	研究会を随時開催する	リモート	地方自治体職員	0円
	データ分析(EBPM)・人流データに関する研究	研究会を随時開催する	リモート	会員及び地方自治体職員	0円
(2) 公共情報に関する広報・啓発	デジタル・ガバメントの動向・DXに関する講演会	年間を通じ2回程度	リアル・リモート併用	会員及び希望者	0円
	学識経験者による情報社会の動向に関する講演会	1回程度	リアル・リモート併用	会員及び希望者	0円
	ホームページによる情報発信	随時	全国	一般住民及び地方自治体	0円
(3) 公共情報システムの高度化による情報化社会の発展に資する事業の支援	広域情報化研究会との協力活動	年間を通じ2回程度	近畿圏	地方自治体職員	0円

3. 事業実施体制

プロジェクトごとに理事から担当者を決め事業を実施する。